

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 27 号

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）及び外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則（平成 9 年運輸省令第 39 号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域限定通訳案内士試験)

第 2 条 省令第 12 条第 1 項に規定する受験願書は、別に定める様式による岩手県地域限定通訳案内士試験受験願書によらなければならない。

(補則)

第 3 条 この規則の実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。